平成 24 年 5 月 25 日

各位

株 式 会 社　い い 生 活
代表取締役社長 CEO　中村　清高
（コード番号：3796　東証マザーズ）
問合わせ先：
代表取締役副社長 CFO　塩川　拓行
電 話 番 号 ： 0 3 （ 5 4 2 3 ） 7 8 2 0

（変更）「定款変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成 24 年 5 月 17 日に開示致しました「定款変更に関するお知らせ」について、一部変更がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所は網掛けで表示しております。

記

変更の内容

（変更前）

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第 1 条　～ 第 22 条（省略）	第 1 条　～ 第 22 条（現行どおり）
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議方法）
第 23 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第 23 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新　設）	２　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
第 24 条　～ 第 39 条（省略）	第 24 条　～ 第 39 条（現行どおり）

（変更後）

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第 1 条　～ 第 22 条（省略）	第 1 条　～ 第 22 条（現行どおり）
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議方法）
第 23 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第 23 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新　設）	２　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。
第 24 条　～ 第 39 条（省略）	第 24 条　～ 第 39 条（現行どおり）

以上